

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
2022年度第11回事業審査委員会 議事録

- 1 日時：2023年2月22日(水) 16:00～19:18
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室（Web会議）
- 3 出席者の確認

事業審査委員総数5名のうち、事業審査委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

事業審査委員

学識経験者：永井 秀哉（共同代表理事）

外務省：民間援助連携室 松田俊夫

学識経験者：堀場 明子

学識経験者：清水 研

事務局長：高橋 丈晴

オブザーバー

外務省：鈴木 なほみ（民間援助連携室 事務官）

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第10回事業審査委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認

- (2) 第二号議案：アフガニスタン人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画書の承認：4事案〈ADRA〉アフガニスタン・バーミヤン県における最も脆弱な国内避難民とホストコミュニティへの緊急食糧支援および衛生・栄養啓発を通じたレジリエンス強化

結果：条件付き承認（松田委員：棄権）

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1. 事業申請書内に

- ・ログフレーム（アウトカム指標）の再検討
- ・対象地における紛争分析の整理（箇条書きではなく）
- ・食糧配付方法（具体的な配布イメージ）
- ・「レジリエンス」の根拠・その指標
- ・ハザラ族が脆弱である理由 等、

事業審査分科会での質疑応答を踏まえ、必要に応じて充分説明すること。

〈NICCO〉アフガニスタン・ヘラート州における劣悪な衛生環境に置かれた子どもや住民に対する安全な水へのアクセスや衛生環境の改善支援事業

結果：条件付き承認（松田委員：棄権）

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1.	クラスター内における他団体との協力関係、現地での（他団体の）支援状況等を記載すること。
2.	申請書内に記載のある「学校」に関し、小・中・高校いずれを対象とするのか、各学校を取り巻く状況（地域における就学児童数の割合、女子学生の就学状況など）も含めて記載すること。
3.	衛生教育の内容に関し、その対象と内容を再度検討すること。

<PW> ナンガルハール県遠隔地の脆弱な人々に対する緊急食糧支援  
結果：承認（松田委員：棄権）

事業審査分科会での結果：承認

<SVA> カブール県郊外における食糧・衛生用品の配布事業  
結果：承認（松田委員：棄権）

事業審査分科会での結果：承認

(3) 第三号議案：シリア人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画書の承認：4事案

<AAR> シリア国内  
結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

<PARCIC> シリア国内  
結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1.	限られた予算で最大のインパクトをもたらすためにはこの活動でよいのかを含め、よりインパクトのある事業になるようコンポーネントを再検討いただきたい。もしこの活動が最善なのであれば、それが申請書内にわかるようにご記載いただきたい。
2.	指標やレジリエンスへの効果等を明確にしたうえで申請書に記載していただきたい。

<PW> シリア国内  
結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

<WVJ> シリア国内  
結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

- |    |  |
|----|--|
| 1. | 今後の状況を踏まえながら、水系感染症の専門家を巻き込むなど柔軟な対応も念頭に申請書に記載すること |
| 2. | 中立性など含め治安の問題についてもう少し加筆していただくこと。                  |

- (4) 第四号議案：南スーダン難民緊急支援プログラムにかかる事業計画書の承認：2事案  
 <PW> 南スーダン共和国アッパーナイル州における緊急給水衛生支援  
 結果：条件付き承認（清水委員：不承認）

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

- |    |  |
|----|--|
| 1. | 現状の衛生教育の状況を申請書に追記すること。                       |
| 2. | 邦人が現地入りできない現状を鑑み、改めて遠隔で実施する際の配慮・工夫などを加筆すること。 |
| 3. | ビジビリティについて追記すること。                            |

<PLAN> 白ナイル州における南スーダン難民とホストコミュニティに対する栄養と水・衛生支援事業

結果：条件付き承認（清水委員：不承認）

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

- |    |   |
|----|---|
| 1. | スクリーニング対象を全数にすることを検討していただきたい。                           |
| 2. | 栄養失調の原因を確認し、必要に応じて以前活動していたセーブ・ザ・チルドレンと連絡をとり、適宜対応していくこと。 |
| 3. | 金額の妥当性を再確認いただきたい。                                       |
| 4. | 提携団体ASSISTの団体情報シートを作成すること。                              |

- (5) 第五号議案：イエメン人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画書の承認：3事案  
 <ACCEPT> イエメン共和国・タイズ市における紛争下の子供の教育・保護強化事業  
 結果：再提出

事業審査分科会での結果：再提出

事業審査分科会での再提出理由：

- |    |  |
|----|--|
| 1. | 団体としてイエメンの知見・経験が浅いため、イエメンのコンテキストなどを踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「トラウマを乗り越える」といった不適切な文言が散見されるため、これらの文言を修正し、あわせて指標も修正すること。</li> <li>● 学校修繕に際し、フーシ派のロゴやスローガンが具体的に何を示しているかを事前に把握し、適切に対処すること。</li> <li>● 教育クラスターにとどまらず、本事業に関連する諸クラスター/WG(保護クラスターや心理社会的支援WG等)と連携し、事業を実施すること。</li> <li>● Do no harmの対処方法について記載すること。</li> </ul> |
|----|--|

<ACCEPT> イエメン共和国・タイズ県の特に脆弱な状況に置かれる国内避難民に対する緊急

食糧支援事業

結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1.	タイズ市周辺のIDPsキャンプ・IDPs居住地の状況について、具体的に授乳中の女性の現状などを加筆すること。
2.	コンポーネント1の裨益者世帯の選定について、P7で述べられている裨益者世帯の「乳幼児・5歳未満の子供、妊産婦・授乳中の女性を抱える」という条件のみでは620世帯を超えてしまう場合、その条件の中でも女性世帯主の家庭を優先させる、世帯の経済状況も考慮するなど、優先させる項目を申請書に明記すること。
3.	モニタリングについて、提携団体側だけではなく、Accept側のモニタリングの関わり方が曖昧なため、具体的に加筆すること。

<ADRA> イエメン共和国ラハジュ県とアブヤン県における緊急農業復旧支援事業2

結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

- (6) 第六号議案：パレスチナ・ガザ人道支援プログラムにかかる事業計画書の承認：2事案  
<PW> ガザ地区における紛争被害世帯の若者へのキャッシュ・フォー・ワーク(CfW)事業  
結果：条件付き承認（別途事業審査委員と話し合いの場を設けることを、追加条件とする。）

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1.	前期事業からの流れの中で、どのような成果、それを踏まえた協議があり、本内容に至ったのかの説明を加筆すること。
2.	何故高学歴の大学生をターゲットにするのかの妥当性を加筆すること。
3.	現地クラスター内などで、どのように本活動の成果を見せていくのか、波及効果なども含め説明すること。
4.	ログフレームのアウトプットの文言を再考すること。

<CCP> ガザ地区における脆弱世帯の母子保健と緊急生活物資支援事業

結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

1.	ガザの現状を検証し、より詳細に記載すること。
2.	指標の工夫・再検討をすること。
3.	中長期的な視点を持ち、出口戦略を記載すること。

- (7) 第七号議案：ウクライナ人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画書の承認：5事案  
<NICCO> ウクライナ・オデーサ州における国内避難民への現金給付、発電機供与事業

結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

〈PW〉 ウクライナにおける国内避難民及びホストコミュニティに対する食料・日用品配付及び保護支援

結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

〈AAR〉 モルドバ共和国におけるコミュニティセンターおよびチャイルド・フレンドリー・スペースを拠点とした難民とホストコミュニティ住民の保護活動

結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認

事業審査分科会での条件：

- |    |                               |
|----|-------------------------------|
| 1. | 本日の質疑応答の議論を踏まえ申請書を全体的に修正頂きたい。 |
|----|-------------------------------|

〈PW〉 モルドバ共和国におけるウクライナ避難民への食料・医療・教育支援

結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

〈SCJ〉 ルーマニア・コンスタンツァ県におけるウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための教育および心理社会的支援

結果：承認

事業審査分科会での結果：承認

(8) 第八号議案：東日本大震災被災者支援（福島支援）にかかる事業計画書の承認：1事案

〈JPF〉 福島における地元主体の支援活動体制構築（2年度目）

結果：再提出

事業審査分科会での結果：再提出

事業審査分科会での再提出理由：

- |    |   |
|----|---|
| 1. | <b>全般</b> <ul style="list-style-type: none"><li>現行事業の継続事業であるが、申請時点での現行事業についてのこれまでの成果や教訓、課題などが示されていない。</li></ul>   |
| 2. | <b>コンポーネント1に関するコメント</b> <ul style="list-style-type: none"><li>パートナー団体の選定プロセスや選定理由をはじめとした、団体に関する情報やJPFと連携して資金提供事業を実施していく意志などに関する報告が不足している。</li><li>ログフレームの指標をより明確にする必要がある。</li></ul> |

- 地域ファンドと連携する意味づけとして、地域に根ざした比較的小規模の団体が応募しやすく、成果を出すためにも助成事業の期間を長めにするなどの見直しが必要と考える。

3. コンポーネント2に関するコメント

- 支援実績や事実の集約は重要な取り組みである。
- 集約する支援実績や事実の中には、国際基準化にそぐわないものも含まれるので、事業の進め方を再考する必要がある。具体的には以下の整理が必要である。
  - 集約すべき支援実績や事実の範囲をどう設定するのか
  - 支援実績の集約や事実から、国際基準化すべき事実をどう選定するか
  - 国際基準化の検討方法
- 成果品である国際基準策定について、下記の点に対するより詳細な記述が必要と考える。
  - ターゲットに関する具体的記述
  - チャプター構成と内容の見直し、執筆者の適正性を確認する記述

5 報告事項

- (1) 事業進捗報告にかかる措置の変更
- (2) 提携団体整理と再委託（提携団体、アライアンス）の事業実施にかかるモニタリング体制について
- (3) プログラム戦略会議報告
- (4) SCJトルコ事業報告
- (5) 2023年度に向けた事業審査委員会の在り方の検討・目標の定義
- (6) トルコ南東部地震被災者支援についての現状報告

6 書面による報告

- (1) NGOユニットからの報告
- (2) 事業計画変更の報告
- (3) JPF事務局審議結果の報告
- (4) 固定資産処理の報告
- (5) 終了報告書審議結果の報告
- (6) コアチームの報告
- (7) 新型コロナウイルス感染症に対する対応指針4(4)に基づく報告

7 次回以降の事業審査委員会開催日時と会場について

2022年度第12回事業審査委員会：2023年3月22日(水) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第1回事業審査委員会：2023年4月21日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第2回事業審査委員会：2023年5月18日(木) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第3回事業審査委員会：2023年6月23日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第4回事業審査委員会：2023年7月21日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第5回事業審査委員会：2023年8月25日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室  
2023年度第6回事業審査委員会：2023年9月21日(木) 麴町GN安田ビル4F会議室